企画競争説明書

(QCBS方式)

業 務 名 称:トーゴ国口メ漁港安全対策整備の技術的検討に

係る情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号: 23a00102

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.(2)上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023 年 5 月 24 日 独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年5月24日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1)業務名称: <u>トーゴ国ロメ漁港安全対策整備の技術的検討に係る情報収集・確</u>認調査(QCBS)

(2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり

なお、本件業務は無償資金協力事業候補「ロメ漁港安全対策整備計画(仮称)」の形成に向けた案件計画会議等の政府との協議に必要な情報を収集・分析するための基礎情報・収集確認調査として実施するものですが、同調査の業務内容は、「第2章 特記仕様書案」の「第4条 調査実施の留意事項」に掲げる(1)~(7)とします。

他方、本件業務の対象となっている候補事業について会議等での協議の結果、 我が国政府より、漁港の安全対策分野における事業を想定した協力準備調査実施 にかかる了承がなされた場合には、本件業務内容に、対象となる無償資金協力事 業のための協力準備調査に必要な調査業務(上記業務内容の「(8)協力準備調 査業務等の追加可能性」の1)~13)(以下、「追加発注業務」という。)を 追加して発注することを想定しています。)

追加調査業務の発注に際しては、発注者と受注者が協議して、別途契約変更を 行うものとします。ついては、本企画競争の対象となる業務は上記の追加発注業 務を含みます。しかし、我が国政府により協力準備調査の実施にかかる了承が得 られなかった場合、もしくは当機構が本件情報収集・確認調査業務の調査結果か ら同会議への付議を見送る判断を行った場合は、上記の追加業務の発注は実施し ません。

- (3) 適用される契約約款:
- (〇) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)
- ()「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、 消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積 算してください。(全費目不課税)

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(4) 契約履行期間(予定): 2023年8月 ~ 2024年7月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署•日程等

(1)選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス: Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 5月 30日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 6月 7日 12時
3	質問への回答	第1回 回答日
	5月31日12;00までの受領分	2023年 6月 5日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日
		2023年 6月 12日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ	プロポーザル等の提出期限日の
	作成依頼	4 営業日前から 1 営業日前の正午
		まで
6	本見積額(電子入札システムへ送	2023年 6月 16日 12時
	信)、本見積書及び別見積書、プ	
	ロポーザル等の提出日	
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 7月 5日 11時
1 0	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
1 1	技術評価説明の申込日(順位が第	評価結果の通知メールの送付日の
	1位の者を除く)	翌日から起算して7営業日以内
		(連絡先: <u>e−propo@jica.go.jp</u>)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に 規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認 することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3)日程」参照)。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)
提供資料:

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1)提出期限:上記4. (3)参照

2)提出先:上記4.(1)選定手続き窓口宛

CC: 担当メールアドレス

3)提出方法:電子メール

① 件名:「【質問】調達管理番号_案件名」

- ② 添付データ:「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)
- 注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メール に添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を 掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記 載されている「公示共通資料」を参照してください。
- 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断り しています。
- 注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2)回答方法

上記4. (3)日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICAウェブサイトに掲載します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

8. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記4. (3)参照
- (2)提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 1) プロポーザル電子データ(PDF)での提出とします。
 - ① 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ 作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
 - ② 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼」(調達管理番号)_(法 人名)」)
 - ③ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポー ザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
 - ④ プロポーザル等は<u>パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格</u> <u>納</u>ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3)日程 の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を 算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知し ます。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等か ら電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争 参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパス ワードを求めます。
- 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)は GIGAPOD 内のフォルダに 格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3)提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書 (本見積書及び別見積書) 及び別提案書
 - ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書 [例:2〇a00123_〇〇株式会社_見積書]
 - ③ 本文:特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル:「2○a00123_○○株式会社 見積書」
 - ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4)提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ)
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価 します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配 点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

- (2) 評価方法
 - 1)技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別

提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

評価の基準

当該項目の評価	評価点	
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値があ	9 0 %以上	
る業務の履行が期待できるレベルにある。	3 0 70XI	
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分	80~90%	
期待できるレベルにある。	80 3 9 0 70	
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履	70~80%	
行が十分できるレベルにある。	7076090	
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達してい</u>	60~70%	
ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	00.0 7 0 %	
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難で		
あると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、	40~60%	
<u>全体業務は可能</u> と判断されるレベルにある。		
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内		
容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみ	4 0 %以下	
<u>をもって、業務の適切な履行が疑われる</u> レベルにある。		

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

【オプション1】

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア(46 歳以上)と若手(35~45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点)=最低見積価格=100点
- ② (価格評価点) = 最低見積価格/(それ以外の者の価格)×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100点

それ以外の見積額(N):価格評価点=(上限額×O.8)/N×100点 *最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の 80%をNとして計算します。

4)総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.9 + (価格評価点) × 0.1

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記4. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1)総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2)総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務において、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注する場合は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

(1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。) コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交

換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

(2)本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な 提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案い ただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附 属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と*受注者名*(以下「受注者」という。)との業務実施契約により実施する「トーゴ国ロメ漁港安全対策整備の技術的検討に係る情報収集・確認調査(QCBS)」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

トーゴ共和国(以下、「当国」という。)は、僅か 56km の短い海岸線ながら、内水面漁業を含め年間約 18,700 トン (FAO 統計,2020 年)の水産物生産量を有するが、国内の高い水産物需要に追付かず自給率は約 40%に留まり、残りの約 60%の水産物を輸入しており(Marine Policy, 2021)、貿易赤字の一因となっている。そこで当国政府は水産物の自給率向上を政策の重要課題として掲げている。

トーゴ共和国ロメ漁港は、漁業関係者や仲買人約 6,000 人が活動する国内唯一の漁港であるが、大統領主導による「港湾立国」政策の推進に向け 2011 年以降、隣接する商業港の拡張が開始されたことから、それまでの漁港は 3 分の 1 程度の範囲に縮小され、機能縮小を強いられるとともに、漁船の密集による接触・破損事故が多く発生し、狭い港内で大型船と接近する等、安全上の問題も生じていた。そこで、同漁港は全面移転を求められることとなり、トーゴ政府は、ロメ漁港を近隣地(6.35haの国有地)に移設することにより、漁港機能を回復・拡充することを目的とした「ロメ漁港整備計画」を日本政府に要請し、2016 年 4 月に本事業を開始(同月 13 日 G/A 署名、27.94 億円)し、2019 年 7 月に完工し、同年 11 月に漁民への供用が開始された。

しかし、同漁港では港口部に想定以上の高波が発生するなど漁船の安全航行を妨げる事象が発生している。同事象の発生を受けてトーゴ政府は、防波堤延長などのハード対策も含む事故防止対策の技術的な助言を求めてきた。

これを受け JICA は、内部に国際協力専門員や外部有識者により構成される技術委員会(①漁港・海象、②漁船工学、③海洋土木、④海上安全、⑤水産の各委員)を組織し、本事業形成時の協力準備調査の結果(既存水深データ等)のレビューに加え、波浪調査を含む自然条件データの収集・解析、漁船の構造や操船なども含めて事故要因を解明した上で、技術協力等を通じてソフト面でロメ漁港の安全対策の強化を支援してきた。

第3条 調査の目的と範囲

本調査はロメ漁港を対象に、漁港運営の改善や安全対策強化のためのソフト面の対策実施に向けた情報収集に加え、無償資金協力(施設・機材等調達方式)または外部資金等の活用を視野に入れつつ、同漁港の安全対策強化に向けた複数の施設改修案(技術的選択肢)を提示した上でそれらの比較・検討を行うことを目的とする。また、必要に応じ施設改修案の検討に必要な自然条件データ等の追加情報収集の実施を検討し、既往調査の成果とともにその解析も併せて行う。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 自然条件調査

既往調査により自然条件調査はすでに完了しており、本調査において追加の調査は不要と想定するものの、本調査の中で自然条件調査の実施を提案する場合は、施設改修 案の検討に必要な最低限の追加情報の収集を行う。

本調査は事業計画の検討および精度を確保した概略事業費の積算に必要なサイトの 状況調査(ロメ漁港および周辺部)および気象、海象、海中地形等からの土砂流入、ロ メ漁港東側における海岸浸食による汀線後退にかかるモニタリング結果等の自然条件 を的確に把握するもので、これにより対象施設の適切な構造および規模を決定し、行う ことで、準備調査業務を実施する際の設計・施工計画、積算に資するものとする。また、 以下のとおり、本事業により新設を想定する施設が環境に及ぼす影響を的確に予測し、 本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するた めに行うものである。必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ま た、調査計画の策定にあたっては、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2022年1月版)」 の内容と齟齬がないように留意する。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①インセプション・レポートの協議、報告書案の作成等に必要な荒天期における追加調査、協議、情報収集を行うための現地調査(以下「第1次現地調査」という)、②主に静穏期における追加調査、協議、情報収集を行うための現地調査((以下「第2次現地調査」という)、③基礎情報収集・確認調査の報告書(案)を先方関係者に説明・協議し、本事業の目的、協力範囲、実施体制等につき基本的了解を得るための現地調査(以下「第3次現地調査」という)の3回の渡航を予定している。また、それぞれの調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。(※業務工程に関し、上記②の第2次現地調査を遠隔で実施しすることも可とする。同提案を行う場合には併せて効果的な調査・協議方法をプロポーザルで提案すること。)

(3) 漁港の運営管理/安全性改善

本調査の目的の一つに、漁港運営の改善や安全対策強化のためのソフト面の情報収集が含まれる。既往調査(ロメ漁港運営管理及び運用上の安全性改善アドバイザー業務(漁港運営管理/安全性改善)の進捗等を踏まえ、本調査にて継続して対応を要する項目(漁港運営の改善および漁民の海上安全知識・技術の向上策の強化、FRP 製漁船の導入支援等)とその業務計画についてプロポーザルにて提案すること。なお業務従事者(漁港運営管理/安全性改善)の現地への渡航回数並びに業務量として渡航回数3回程度、各渡航約1人月程度を想定する。

(4) 漁港周辺の波浪および漂砂の数値解析

既往調査(ロメ漁港の安全対策に係る波浪観測調査)の成果を踏まえ、現地調査前に数値解析に着手することを想定する。 本解析業務は、漁港周辺の波浪と漂砂の実態を把握した上で航行安全性の確保と航路等の埋没を軽減するための対策案を検討するためのものであり、同検討に必要な精度を確保する。想定する具体的な業務手順及びアウトプットは以下のとおりであるが、本解析業務の調査項目および計画につきプロポーザルにて提案する。なお、解析業務は JICA に対し具体的な内容、精度の確保方法、解析結果の分析方法等を説明し、合意を得たうえで着手する。

- a. 既往の深浅測量結果および波高計による現場波浪状況データ(沖合及び港口付近)などを利用し、関連全球波浪データと比較検討して、波浪変形数値解析を実施する。
- b. 上記 a. を季節的長期統計的に解析することで、港口外郭施設の波浪設計条件を求める
- c. 上記 b. を踏まえ、漁船の入出港の運航の安全確保のための、複数の外郭施設 の計画案を提案する
- d. それぞれの計画案における港口波高分布
- e. それぞれの計画案における漁船運航上の安全評価
- f. それぞれの計画案における堆砂、漂砂解析

(5) 施設設計・計画

施設計画の内容・仕様・規模・数量等は、計画サイトにおける漁船の運行形態、今後の展望、漁港施設の運用経費や維持管理の容易性、施設利用者(漁民)の利便性、環境社会への影響、概算によるコスト等を踏まえ複数の代替案を比較検討した上で漁港改修に係る最適の計画とする。なお、概略のコストを算出する際には、現地の建設事情や資機材の調達状況、物価等を考慮する。

(6) 横断的事項(気候変動対策)の確認

漁港の施設改修に際しては、気候変動の影響として水位の上昇、高潮等の気候リスクが予見されるため、本事業の案件形成に際し、気候リスクの特定・評価を行い、これを踏まえた適応オプションの検討を行う。具体的には、JICA Climate Fit (適応版)²のPP.73 (港湾)を参照の上、気候リスクの評価及び右を踏まえた適応オプションを検討する。

(7) 現地収集情報及び作成資料の明確化、議事録の作成

本調査を効率的かつ適切に実施するため、本調査において収集した情報は目録を作成し管理する。また、シミュレーション等の実施に際しては、その後の追加作業の可能性も考慮して、使用したデータセット、入力パラメーターを明確にしておく。また、意見交換等の経緯が明確となるように、議事録は正確を期し、会議から 1 週間以内を目途に JICA に提出する。

(8)協力準備調査業務等の追加可能性

 $^{^2\ \} JICA\ Climate\ Fit: https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/ku57pq00001o9h2v-att/climate_fit_J.pdf$

本調査は基礎情報収集・確認調査として実施するものですが、本調査の対象となっているロメ漁港における安全対策強化に向けたハード対策支援について、我が国政府が無償資金協力の検討を開始する可能性を有しています。我が国政府より、ロメ漁港における安全対策強化に向けたハード対策支援にかかる無償資金協力事業の検討が開始し、協力準備調査の実施が了承された場合には、本件調査内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための協力準備調査に必要な調査業務(以下、1)~13))(以下、「追加発注業務」という。)を追加して発注することを想定しています。調査業務の追加発注に際しては、発注者・受注者が協議して、契約変更を行うものとします。 なお無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注する場合は、「12.資金協力本体事業への推薦・排除」が適用されます。

【追加発注業務(想定)】

1)環境影響評価

本無償資金協力事業の環境カテゴリは現時点で未確定であるが、本業務では「JICA環境ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画書の作成を行う。本事業以外にもトーゴ政府が海外保全事業を実施している場合、本事業計画にあたっては、それらの機関と十分情報交換し、適切に計画に反映させる。本調査中に関係機関が漁港整備の計画について協議を行う三者合同協議の場を設け、これら他の計画と整合性のある施設整備を行う。また漁民や漁協といったステークホルダーへの対応が重要となるため、インタビューやステークホルダー会議を通じて、本事業に関する多様な意見を確認するともに、本事業の内容および想定される影響について、情報公開を含めて現地ステークホルダーに適切な説明を行い、理解を得るよう留意する。特に、ロメ漁港及びその周辺では、露店販売等漁民以外の多様な関係者が活動をしている可能性がある。これら関係者の意見について漏れなく聴収する。

報告書の作成においては、環境カテゴリ「B」に分類された場合は「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。

2) ジェンダー・障がい者等への配慮

本調査では、現地の社会・文化・宗教的特性に配慮しつつも、特にジェンダー主流化のためのニーズ、女性グループにおける生産活動・経済活動の現況を把握する。また先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、効果発現におけるジェンダー視点を入れた検討を行う。

加えて、可能な限り多様な社会階層(通常の調査対象である漁民組織幹部や船主、中 核漁民に加え、一般組合員、乗組員、若年層や女性を含める)から意見聴取を行い、ま た同国の法律等を踏まえつつ、高齢者、障碍者等が施設を利用するために必要な施設側 の配慮を検討する。

3) 現地調査結果の取りまとめ

- ①現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。
- ②本計画について協力可能な内容、規模、範囲を検討する。
- ③ミニッツ案(仏文・英文)の作成に協力する。
- ④施工時の安全対策に関する情報を取りまとめ、JICA コートジボワール事務所に報告を行う。

4) 現地調査結果の報告

- ①「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015 年 4 月改訂 版)を参照し、現地調査結果概要(和文)を作成する。
- ②帰国報告会に参加し、調査結果を報告する

5) 事業内容の計画策定

上記調査及び発注者との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版) (2009年3月)」(以下、「設計・積算マニュアル」)を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

①計画・設計の基本方針

関係機関との協議結果のほか、現地調査で明らかにした自然条件、機材・施設等の既存の関連施設・機材の状況や条件、現地の調達事情、実施機関の予算や体制、漁港整備後の運営・維持管理予算や体制等を考慮し、機材および施設の設計条件、設計で準拠する設計基準、要求性能、型式・規模・仕様の選定・設定方法を整理する。

②基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される漁港の基本計画を検討する。

③概略設計図

上記の結果を反映して設計された漁港の概略設計図を作成する。

- ④施工計画/調達計画(輸送計画含む)
 - 上記を踏まえて、以下項目を検討する。
- •施工方針/調達方針
- ・施工上/調達上の留意事項
- •施工区分/調達•据付区分
- ·施工監理計画/調達監理計画
- · 品質管理計画
- 資機材等調達計画
- 初期操作指導/運用指導等計画
- ソフトコンポーネント計画
- ・実施工程

6) 相手国側負担事項(免税手続き等)の確認

相手国負担事項(便宜供与、各種許認可の取得、政府負担事項に係る予算確保、カウンターパートの配置と経費負担、B/A 締結、A/P 発給、官公後の維持管理・運営等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁と対応機関を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国政府負担事項として協議議事録に記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国政府負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計(DD)時にさらに精査・更新されていくものである。

7) 税金情報の情報収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの省庁・部局によって、 どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人所得税等)、 ③付加価値税(VAT等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における税目の名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(事前免税、事後還付、実施機関負担等)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、ヒアリングを行い、免税情報を収集する。

なお、これら免税情報はすでに免税情報シートとして取りまとめられているため、調査開始時点でJICA事務所と協議し、JICA事務所が有する情報を入手した上で必要な情報のアップデートを行う。同アップデート情報はJICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、設計・積算前の現地調査終了時には必ずJICA事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報(協議相手、内容、連絡先等)も提出する。

8) 事業及び協力対象事業の概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略 事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力事業費算定の根拠 となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を 防止するとともに、過不足のない適正なものとなるよう留意する。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

なお、機材については、入札に対応できる精度を確保する。

①準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編(土木分野)(2023 年 4 月版)を参照する。

②概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

9) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。また、入手が可能な数値をもとにした指標を設定すること。指標の設定に際しては、現地調査時点で適切な指標を整理し、発注者へ説明すること。

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

10) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

11) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、内容について発注者に対して 説明し、協議する。

12) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をトーゴ国側関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、トーゴ国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

13) 準備調査報告書等の作成

トーゴ国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成・提出する。

- ①概略事業費 (無償) 積算内訳書
- ②準備調査報告書(※完成予想図を含む)
- ③機材仕様書
- ④デジタル画像集
- ⑤Project Monitoring Report の初版
- ⑥免税情報シート(更新版)

第5条 調査の内容

(1) 国内準備作業

- 1) 既往協力の報告書や国内で入手可能な公開資料、統計データ、気象データ等から関連する政策や計画を把握し、水産セクターに関する現状や、他ドナーの援助動向、本事業に関連する社会経済状況、本事業の全体像を把握し分析する。
- 2) 同国において水産セクターで実施された我が国の協力の実績を把握し、同国当該分野で無償資金協力(現時点における想定)の実施に当たり参考にすべき点や留意すべき点を抽出する。
- 3)事前に得られている先方政府の要望やこれまでの日本側と先方政府関係者との協議結果の内容等を詳細に分析したうえで、トーゴ側関係機関とオンラインで事前協議を行い先方の要請や課題等を確認する。なお、オンライン会議の開催に係る先方との調整は発注者より支援を行う。
- 4)上記1)~3)を踏まえた上で調査全体の方針、方法および現地調査項目を整理し、調査計画を策定し、当機構とも相談の上、インセプションレポート(案)を作成する。

(2) 現地調査

1) インセプション・レポートの説明、協議

発注者が派遣する調査団員(総括)と協力し、インセプション・レポート(調査 方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を相手国政府 関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

2) 補足の自然条件調査

上記「第4条調査実施の留意事項(1)自然条件調査」を参照。

3) 漁港の運営・維持管理/安全性改善にかかる調査 上記「第4条調査実施の留意事項(3)漁港の運営管理/安全性改善」を参照。

- 4) ハード対策実施の必要性・妥当性および適切な協力範囲の検討
- 5) 施設設計調查
- 6) 施工計画調査
- 7)援助動向調査

主要な他ドナーの水産分野における援助動向(事業計画、実施状況等)を把握し、本事業との整合性や他機関との連携可能性、役割分担、教訓の反映等について整理する。

(3) 国内解析

を参照。

- 1) 漁港周辺の波浪および漂砂の数値解析 上記「第4条調査実施の留意事項(4) 漁港周辺の波浪および漂砂の数値解析」
- 2) 現地調査結果の報告
- 3) 事業内容の計画策定、計画と事業費の比較検討実施 複数の防波堤延長あるいは離岸堤の案の計画とその場合の波浪、漂砂の改善状況 を示すとともに、大まかな施工計画、施工コストを複数案について検討し比較を行 う。
- 4) 概略設計実施に向けた留意事項の整理
- 5) 想定される事業リスクの検討
- 6) インテリム・レポートの作成
- 7) ドラフト・ファイナル・レポートの作成
- (4)ファイナル・レポート説明調査
 - 1) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議
- (5) 国内整理作業
 - 1) ファイナル・レポートの作成

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)ファイナル・レポートを最終成果品とし、その提出期限は契約履行期間の末日とする。「第5条 調査の内容」に示す事項及び発注者の指示に従い、遅延なく提出する。なお、記載事項・提出時期については、発注者と受注者で協議のうえ最終決定する。

【追加発注業務(想定)】

追加業務を発注する場合、最終成果品は以下の(6)から(12)とし、提出は契約履行期間の末日とする。

(1)業務計画書

記載事項:調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期:契約開始後 10 営業日以内

部数:和文 (電子データ)

(2) インセプション・レポート

記載事項: 国内作業による調査結果、現地調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、 便宜供与依頼等

提出時期:第1次現地調査開始3週間前

部数:和文・仏文(電子データ: PDF 形式、Word 形式)

(3) インテリム・レポート

記載事項:第1次現地作業結果および成果

提出期限:第1次現地調査終了後3週間以内(2023年12月中旬)

部数:和文・仏文(電子データ: PDF 形式、Word 形式)

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項:調査結果全体成果

提出時期:ファイナル・レポート提出の1か月前まで(2024年5月中旬)

部数:和文・仏文(電子データ: PDF 形式、Word 形式)

(5) ファイナル・レポート

記載事項:調査結果全体成果(報告書目次案は以下のとおり)

提出期限: 2024 年 6月14日

部数:和文 5 部、仏文 5 部(和仏ともに製本)、CD-R 和文・仏文各 1 部ずつ なおファイナル・レポートの目次案の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的 な記載項目の確定にあたっては、発注者と受注者で協議、確認する。

- ①業務の概要
- ②活動内容(業務フローチャートに沿って記述)
- ③業務実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- 4調査の内容の進捗、達成度
- ⑤推定される漁船転覆事故の発生要因
- ⑥ハード対策の提案(比較検討含む)
- ⑦今後の活動/協力に向けての提言

<添付資料>

- 業務フローチャート
- ·要員計画·実績 ·議事録等

【追加発注業務】に伴う追加の報告書等は以下のとおり。

(6) 準備調査報告書(案)

記載事項:【追加発注業務】を含めた調査結果全体成果

提出時期: 2024年12月

部数:和文1部、仏文10部、電子データ

(7) 概要資料(※完成予想図を含む)

提出時期: 2024 年 12 月

部数:和文1部、電子データ

(8) 概略事業費 (無償) 積算内訳書

提出時期: 2024 年 12 月

部数:和文2部、電子データ

(9) 準備調査報告書(※完成予想図を含む)

提出時期: 2025年3月

部数:和文(製本版) 8 部および CD-R1 枚 仏文(製本版) 15 部および CD-R3 枚

和文(先行公開版)3部およびCD-R1枚

(10)デジタル画像

提出時期: 2025年3月

部数: CD-R2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)

(11) Project Monitoring Reportの初版

提出時期: 2025 年 3 月 部数: 仏文 CD-R1 枚

(12) 免税情報シート(更新版)

提出時期: 2025年3月

部数:和文1部、仏文1部、電子データ

なお報告書作成にあたっての留意事項は以下のとおり。

- 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。
- ・ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書と資料編の項目の照 合が容易に行われるよう工夫を施す。
- 報告書本部中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- 可能な限り表や図を用いる。
- 調査対象機関との協議に係る議事録は、報告書に添付して提出する。
- 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。
- ・ 報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約にお ける報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- ・特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式 については、上記ガイドラインを参照する。
- ・報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、仏文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、必ず 当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける
- ・業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- ・インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出 発前に仏文を作成し、発注者に提出する。

【追加発注業務】による留意事項は以下のとおり。

・準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者 契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開す るために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公開版)を 作成する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照する。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	自然条件調査に係る既往調査結果の	第4条 調査実施の留意事項
	活用方針と、今次調査における調査 項目およびその範囲	(1)自然条件調査
2	ロメ漁港の安全対策強化を目的とし	第5条 調査の内容
	た、現時点で想定される施設改修素 案(3つ程度)	(1)国内準備作業
3	既往調査(ロメ漁港運営管理及び運	第4条 調査実施の留意事項
	用上の安全性改善アドバイザー業務	(3)漁港の運営管理/安全性改善
	(漁港運営管理/安全性改善)の進捗	
	等を踏まえた、本調査にて継続対応	
	等を要する調査項目と業務計画	
4	既往調査(ロメ漁港の安全対策に係	第4条 調査実施の留意事項
	る波浪観測調査)の結果を踏まえた、	(4)漁港周辺の波浪および漂砂の
	本調査における波浪解析および漂砂	数值解析
	解析の調査項目と業務計画	

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験 評価対象とする類似業務:漁港計画に係る各種業務
 - 2)業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
 - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者/漁港計画
 - ▶ 漁港施設設計
 - 波浪変形数値解析
- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数 約 5.72 人月
- 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/漁港計画)】

- ① 類似業務経験の分野:漁港計画に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域:全開発途上国
- ③ 語学能力:英語

④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者:漁港施設設計】

① 類似業務経験の分野:漁港施設設計に係る各種業務

② 対象国及び類似地域:全開発途上国

③ 語学能力:英語

【業務従事者:波浪変形数値解析】

① 類似業務経験の分野:波浪変形数値解析に係る各種業務

② 対象国及び類似地域:評価せず

③ 語学能力:評価せず

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2023 年 8 月上旬より国内事前準備を開始し、2023 年 8 月中旬より第 1 次現地調査を行う。上記現地調査の実施方法等は「第 4 条 調査実施の留意事項」を参照のこと。2023 年 11 月~2024 年 2 月の間で第 2 次現地調査を実施する(※業務工程の検討に際し、上記の第 2 次現地調査の省略は可能。)。2024 年 6 月上旬にドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議と本事業の目的、協力範囲、実施体制等につき基本的了解を得るための第 3 次現地調査を行う。2024 年 6 月下旬までにファイナル・レポートおよび成果品を提出する。

【追加発注業務】

上記の現地調査後国内解析(積算審査に要する期間を含む)を行い、2024年12月中旬までに現地調査(概略設計ドラフト説明(DOD))を実施する。2024年12月下旬までに概略設計・概要資料、2025年3月中旬までに準備調査報告を含む成果品を提出する。

(2)業務量目途と業務従事者構成案

1)業務量の目途

約 13.00人月(現地:7.00人月、国内:6.00人月)(同行通訳除く)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、 業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案し てください。

- ① 業務主任者/漁港計画(2号)
- ② 漁港施設設計(3号)
- ③ 波浪変形数値解析(3号)
- ④ 施工計画·事業費検討
- ⑤ 漁港運営管理/安全性改善
- 3) 渡航回数の目途 全10回(同行通訳2回含む)

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

【追加発注業務】に伴う業務量目途と業務従事者について

第1章3. および11. ならびに第2章 第4条(8)の1)~13)に記載したとおり、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。当該追加業務にかかる追加の業務量目途と追加の業務従事者構成案は発注者側の現時点における想定であるため、具体的な業務量および従事者構成は、契約変更の契約交渉において、発注者と受注者間で協議するものとします。

1) 追加業務量の目途

約10.00人月(現地:1.50人月、国内:8.50人月)

- 2) 追加の業務従事者
 - ① 業務主任者/漁港計画(2号)
 - ② 漁港施設設計(3号)
 - ③ 波浪変形数値解析(3号)
 - 4 施工計画/積算
 - ⑤ 漁港運営管理/安全性改善
 - ⑥ 環境社会配慮/ジェンダー配慮

(3) 再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- ▶ 波浪、漂砂解析業務
- ▶ 自然条件調査については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。なお本業務は既往調査の結果を最大限に活用することを前提に、自然条件調査は調査結果の精度向上等を目的に、必要最低限のものとします。
- (4) JICA からの参加団員の構成と現地調査行程(案)
 - 1) 現地調査
 - ①団員構成:総括、計画管理
 - ②調査行程:約7日間
 - ③目的:相手国関係機関との協議および現地調査を通じて、本事業の目的と協力 範囲、実施体制等を検討する。
 - 2) 現地調査(概略設計ドラフト説明(DOD)) 【追加発注業務】
 - ①団員構成:総括
 - ②調査行程:約7日間
 - ③目的:準備調査報告書(案)について、双方の合意事項などに関する協議議事録(MD)を取り纏め

(5)配付資料/公開資料等

- 1)配付資料
 - > ロメ漁港整備計画 予備的調査現地報告書
 - ▶ ロメ漁港の安全対策に係る情報収集・確認調査(自然条件調査/漁港の安全対策) 業務完了報告書
 - ▶ ロメ漁港運営管理及び運用上の安全性改善アドバイザー業務(船体構造 改善/船外機の保守管理) 業務完了報告書

▶ ロメ漁港運営管理及び運用上の安全性改善アドバイザー業務(漁港運営管理/

安全性改善) 業務進捗報告書

- ロメ漁港の安全対策に係る波浪観測調査 業務完了報告書
- 2) 公開資料
 - ▶ ロメ漁港整備計画 基礎情報収集・確認調査報告書 https://openjicareport.jica.go.jp/890/890/890_530_12092086.html
 - ▶ ロメ漁港整備計画 準備調査報告書 https://openjicareport.jica.go.jp/890/890/890_530_12262754.html

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容		
1	カウンターパートの配置	有	
2	通訳の配置(英語⇔仏語)	無	
3	執務スペース	有	
4	家具(机・椅子・棚等)	無	
5	事務機器(コピー機等)	無	
6	Wi-Fi	無	

(7) 安全管理

最新の治安情勢に基づき事業実施上の支障や潜在リスク等について在外公館や事業実施機関より情報収集を行ってください。また、事業実施機関やJICAコートジボワール事務所(同事務所がトーゴ国事業を管轄しています。)と連絡協議体制を構築してください。

また、発注者の安全対策措置を遵守してください。同措置に基づき、トーゴ渡航前・後に、必ず以下の事項を行うと共に、渡航前に所定の書式を用いて JICA コートジボワール事務所および経済開発部を含む関係者の渡航計画や業務実施状況を発注者に提出願います。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版)」(以下同じ)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotatio n. html)

(1)契約期間の分割について

第1章「3.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合)は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外とします。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める か否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通り とします。

- ①超過分が切り出し可能な場合:超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

74,575,000円(税抜)

なお、定額計上分 5,580,000円(税抜)については上記上限額には 含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約します ので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの 提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案は プロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費 (その他:戦争特約保険料)
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案 に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルによる提案に基づき、契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を 確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然条件調査に係る経費	第2章書 管書 第4条 第4条 第4 第9 第9 第9 第9 第9 第9 第9 第9 第9 第9 第9 第9 第9	5,200,000円	自然条件調查費一式	再委託
2	資料等翻訳費		380,000円		一般業務費

(5) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てした合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、 提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒パリ⇒ロメ (エールフランス航空) (欧州経由とする場合は B 地域に分類する)

(7)業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。 競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 本邦傭上诵訳等

- 1)本邦傭上の通訳(日一仏)の配置を認める。 この通訳の傭上に係る経費(旅費 (航空賃)、旅費(日当・宿泊料)、内国旅費、 通訳傭上費)について積算計 上しプロポーザルで提案すること。
- 2)必要に応じて現地傭上通訳(英一仏)の配置を認める。 特殊傭人費として積算計上しプロポーザルで提案すること。

(9) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

- 2) 上記1)に記載がない国については以下のレートを使用してください。
- (10) その他留意事項 特になし。

別紙2:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	1
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)
(1)業務実施の基本方針の的確性	12	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3)要員計画等の妥当性	6	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)
	(24)
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グル―プの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/漁港計画	(24)	(9)
ア)類似業務の経験	10	4
イ)対象国・地域での業務経験	2	1
ウ)語学カ	4	1
エ)業務主任者等としての経験	5	2
オ)その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(9)
ア)類似業務の経験	_	4
イ)対象国・地域での業務経験	_	1
ウ)語学カ	_	1
エ)業務主任者等としての経験	_	2
オ)その他学位、資格等	_	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(6)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	-	_
イ)業務管理体制	_	6
(2)業務従事者の経験・能力: <u>漁港施設設計</u>	(13)
ア)類似業務の経験	6	
イ)対象国・地域での業務経験	1	
ウ)語学カ	3	
エ)その他学位、資格等	3	
(3)業務従事者の経験・能力: 波浪変形数値解析	<u>·</u>)
ア)類似業務の経験	9	
イ)対象国・地域での業務経験	0	
ウ)語学力	0	
エ)その他学位、資格等	4	